

税務と経営

発行所 株式会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号
TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.com/>
E-mail support@ep-support.co.jp

ヒントヒント

紙の辞書

ヨロズ会長の志藤明彦氏は、部下のミスを指摘する管理職になったときに改めて勉強をし直した。ミスが起こりやすいのはまず数字。メーカーにとって生産計画等に数字の誤りが潜んでいると命取りになる。部品1個当たりの「原単価」に立ち返って計算してみる。これを重点的にやれば間違いに気がつく。もう一つは、正しい言葉使い。人前で話したり文章を書いたり、言葉が不正確だと思うよう意図が伝わらず、信頼性も高まらない。私が頼りにしているのはスマホではなく紙の辞書。会社の執務室と自宅の机には国語辞典や漢和辞典、英和辞典など常に複数の辞書を置いている。社用車にも辞書を置く。(日本経済新聞)

税務 ミニガイド

個人が、住宅用家屋の新築・新築住宅用家屋の取得をし、居住の用に供した場合の所有権の保存登記に係る登録免許税の税率は、新築・取得後1年内に登記を受けるものに限り、1000分の4が1000分の1.5に軽減されていますが、その適用期間が令和6年3月31日まで2年間延長されました。



ヒントヒント



四万十川(高知)

曾我忍写真事務所／オアシス

財産債務調書

□提出義務者

所得税等の確定申告書を提出しなければならない人で、その年分の総所得金額および山林所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産またはその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する人は、財産債務調書を翌年の3月15日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出する義務があります。

□国外転出特例対象財産

国外転出特例対象財産とは、国外転出時課税制度の対象となる有価証券等、未決済信用取引等、未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

□記載内容

財産債務調書には、その財産債務の区分に応じた種類別、用途別（一般用及び事業用の別）、所在別に、その財産の数量、価額、またはその債務の金額を記入します。

財産の価額は、その年の12月31日における時価、または時価に準ずるものとして見積価額（その年の12月31日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に合理的な方法により算定した価額）によることになります。

□国外財産調書との関係

国外財産調書を提出する人が、財産債務調書を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産の価額を除き、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項については、記載を要しないこととされています。

この場合、財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額、国外財産調書に記載した国外財産のうち国外転出特例対象財産の価額の合計額を記載することになります。

なお、国外にある債務については、財産債務

話の外物

○ペンネーム抄。三島由紀夫（三島駅で富士の白雪を見た）。森鷗外（想う人は鷗の渡しの外にいた）。正岡子規（喀血した、鳴いて血を吐く子規）。獅子文六（44、16）。永井荷風（初恋の人はお蓮、ハスは荷とも書く）。司馬遼太郎（司馬遷に遼く及ばない）。江戸川乱歩（エドガー・アラン・ポー）。阿佐田哲也（朝だ、徹夜）。阿久悠（悪友）。二葉亭四迷（くたばって仕舞え）。



調書に記載する必要があります。

□過少申告加算税等の軽減措置

財産債務調書を期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載のある財産または債務に関して所得税等・相続税の申告漏れが生じたときであっても、その財産または債務に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。

□過少申告加算税等の加重措置

財産債務調書の提出が提出期限内にない場合や提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産または債務の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含む）に、その財産又は債務に関する所得税等の申告漏れ（死亡した人に係るものを除く）が生じたときは、その財産または債務に係る過少申告加算税等が5%加重されます。

□令和4年度税制改正

令和4年度税制改正によって、財産債務調書の提出義務者の範囲が拡大され、その年の12月31日において、その価額の合計額が10億円以上の財産を有する人も提出義務者となりました。

また、提出期限は延長され、翌年の6月30日までとなりました。これらの改正は、令和5年分以後の財産債務調書から適用されます。

電子インボイスが注目される5つの理由

令和5年10月1日から開始されるインボイス制度は、消費税の税額計算を行う際に、適格請求書発行事業者に登録した課税事業者が発行した請求書でないと、仕入税額控除ができるないという制度です。その請求書を電子化する仕組みのことを電子インボイスといいます。現在電子インボイスは注目度が高くなってきています。電子インボイスにはデメリットもありますが、メリットとしては5つあると言われています。

(1)データ入力の自動化

日本では、事業者間で共通的に使用できる標準仕様の電子インボイスの構築を目指しています。事業者間で異なるシステムを使用していくても規格を同じにすることにより、データで取り込むことが可能になり、効率よく業務を進められるようになることを目指します。

ナマの税務相談室

Q 本日は相続人を相続人から廃除するという難しい事案についてご教示頂きたく参りました。よろしくお願ひいたします。

A 最近そのような厄介なご相談が意外と増えましたね。お聞きしましょう。

Q 被相続人甲は令和3年10月に死亡したのですが相続人は甲の夫乙と長男丙がいます。甲は私の友人ですがお会いすれば必ず乙の行動について愚痴をこぼされました。

このたびの相続で判明したのですが、甲は死亡前に公正証書による遺言書を作成していました。その中で乙を相続人から廃除する旨を遺言しています。

その理由として先ほどお話した乙の女性問題です。心身ともに痛めつけられ病気の時でも気遣いがまるでない状況でした。

民法893条によると、遺言による推定相続人の廃除は被相続人の死亡の時に遡って効力を生ず

相続人廃除と 相続税法問題

るとありますが、甲の相続税の課税上の取り扱いについてご指導下さい。

A 同法の規定で相続人の廃除は、遺言執行

者が相続開始後（遺言の効力が生じた後）遅滞なく家庭裁判所に対して相続人廃除の審判又は調停の成立若しくは裁判所の判決が確定して、その廃除が法的に確定したときに限り、その廃除の効力は相続開始の時に遡及するものと定められています。

相続人の廃除が確定した場合には、その確定した日から10日以内にその廃除の確定に係る判決等（審判又は調停を含む）の謄本を添付して、その旨をその者の本籍地を所轄する市町村長に届出をしなければならない旨が定められています。（戸籍法97条63条参照）

その届け出が終了した場合、相続税法3条1項に規定する相続人に該当しないことになります。

ナマの税務相談室

(2)改ざんの危険性の低下

適格請求書発行事業者の登録番号を付与した電子署名の導入をはじめとする非改ざん性や、データの完全性の取組の努力がなされています。

(3)管理の簡略化

インボイス制度では、7年間請求書の保存が義務となります。結果、紙媒体での保存は膨大な量となり、保管場所やファイリングの時間が必要です。電子データの保存はこれらが不要となり情報の検索も容易に行えます。

(4)テレワークによる請求書業務

電子データで請求書を扱うことが可能になるため、現在困難とされている請求書業務のテレワークは現在よりも容易になると考えられます。勿論、それに伴うセキュリティの強化は必須となります。

(5)海外企業との取引効率化

海外では、既に電子インボイスを導入している国が多くあり、海外と共通規模のシステムを日本版として導入することにより、海外企業との取引を円滑にすすめることが可能となります。

インボイス制が生み出す 矛盾・葛藤・せめぎ合い

1 インボイス制度開始後、インボイス番号を持たない事業者が消費税額の請求をすることは許されるのでしょうか。消費税法では、事業を行う者に、取引きで受取った消費税を納める義務を課しています。それは、インボイス番号を持っているかどうかに関わりありません。

2 費税の転嫁拒否を監視する転嫁Gメンの根拠法である消費税転嫁対策特別措置法のガイドラインにおいては、免税事業者であることを理由にした消費税転嫁を制限する買い叩きをしてはならない、とされていました。課税事業者のみならず、免税事業者にも消費税を転嫁請求する権利があることが、ここでも確認

できます。

3 和5年10月1日から始まるインボイス制度によつて、事業者のこの消費税転嫁請求権に変容が起きたわけではありません。変容は、事業者の取引相手に於いてあつて、その取引きで適格請求書を受領していない限り原理的には仕入税額控除が出来ないことになった、ということにすぎません。

4 務省、公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁、国土交通省が共同で公表している「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」には、この事業者の消費税転嫁請求権とそれに障害をもたらすインボイス制度の仕入税額制限措

置との矛盾・葛藤・せめぎ合
いが表現されています。

5 こには、仕入先との取引度の実施を契機として取引条件を見直すことそれ自体が、直ちに問題となるものではありませんが、見直しに当っては、「優越的地位の濫用」に該当する行為を行わないよう注意が必要で、免税事業者等の小規模事業者が、規模格差のある売上先と取引条件について、一方的に不利になるような取引条件の見直しを要請する場合、その設定方法や内容によっては、独占禁止法又は下請法若しくは建設業法上問題となる恐れがある、と警告が示されています。また、消費税の性質上、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担しており、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要があることも、留意すべきこととしています。

7日 小暑、
23日 大暑。
その後、一般にも広まりました。

「海の紺白く剥ぎつつ土
用波 春一」
土用波は、7月20日頃か
ら8月6日頃に太平洋沿岸
に押し寄せる大波。波頭が
白く大きく迫ってきます。

7日は、七夕ですが、「ソ
ーメン」の日でもあります。

平安時代、七夕の日に宮
中で食されたのが初めで、
大病に罹らないと言われ、
その後、一般にも広まりま
した。



迷つたら積極的な方を選ぶ。
自分が動けば、自分が変わる。

人生が変わる。

(作家
流
音弥)

7月の税務メモ

- (国 税)——
- 6月分源泉所得税の納付 (特例適用者は1~6月分の半年分)
 - 所得税の予定納税額の減額申請
 - 所得税の予定納税額第1期分納付
 - 5月決算法人の確定申告
 - 11月決算法人の中間(予定)申告

- (地方税)——
- | | |
|-------------------|---|
| 11日 | ○6月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 15日
8月1日
々々 | ○5月決算法人の確定申告
○11月決算法人の中間(予定)申告
○固定資産税(都市計画税)の納付 |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。